

第34回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成25年 5 月22日（水） 13:28～16:21
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - （専 門 委 員） 野辺地勉
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 議事録

○廣松部会長 それでは、ただ今から第34回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日は、菅専門委員が御欠席でございます。また、西郷委員におかれましては、遅れて出席されると聞いております。

さて、前回の部会では、審査メモの中の「（1）調査事項の変更」の「イ 従業上の地位」「ウ 『電子マネーによる販売』の把握」及び「エ 『インターネット販売』の把握」について審議を行い、適当であると判断されました。それに関しましては、お手元に配布されております資料1の3ページの下段以降を御覧下さい。

ただし、従業上の地位については、野辺地専門委員から、2つの会社で役員を兼務している場合の記入の仕方について御質問があり、これについては宿題となっていますので、後ほど調査実施者から説明をお願いします。

また、前回の部会の後に北村委員から、「電子マネーによる販売」の把握及び「インターネット販売」の把握について事務局に対して質問が提出されましたので、これも後ほど

調査実施者から説明をお願いいたします。

また、前回の部会で、平成26年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、これまでの3回の議論を踏まえ、本調査において、総売上高を把握することの効果と懸念される事項について、活動調査との関係、事業所母集団データベースとの関係及び他の基幹統計調査との関係の3つの観点から整理した資料を作成し、今回提出することとされておりました。これに関しましては、現在、事務局と調査実施者において資料作成中とのことですが、今回の部会への提出が間に合わないようですので、次回の部会において資料を提出していただき、総売上高について最終的な判断をしたいと考えております。

なお、前回の第33回部会の結果概要については、事務局から委員、専門委員の皆様へ送付し、確認していただいているところです。また、意見、要望や資料の作成要請等については、北村委員から質問が提出されているほかは現時点では提出されていないようですが、今後も、お気づきの点がございましたら、事務局までメール等によって御連絡を頂ければと思います。

本日の部会は16時30分までを予定しておりますが、あるいは多少時間をオーバーする場合がありますので、御予定がおありの方は退出されても結構でございます。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 本日お配りしている資料でございますが、資料1から4までの4種類となっております。

資料1は審査メモでございますが、前回の部会で事務局から経済産業省に調査事項の把握方法の変更について論点を追加することをお願いしており、今回お配りしました資料1の8ページから9ページにかけて、これを追記させていただいております。

それから、資料3は、前回の部会で宿題とされた事項につきまして、調査実施者が作成されたものです。

資料2につきましては統計局の作成資料、資料4につきましては経済産業省の作成資料となっております。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の部会審議に入りますが、まず最初に、前回の部会の「イ 従業上の地位」における審議の際に、野辺地専門委員から質問がありました2つの会社で役員を兼務している場合の調査票への記入の仕方について、統計局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、統計局から説明いたしたいと思っております。

資料3の1ページ目でございます。従業上の地位に関連して、兼務役員をどうカウント

しているのかという事実の確認ということでお答えいたします。

考え方としまして、事業所で働いている全ての人を経済活動が行われている場所ごとに捉えるという原則の下に調査しております。2番に結論を書いてございますけれども、それぞれの事業所で所属して働いているということであれば、それぞれの事業所の有給役員については、それぞれで1回ずつ、1人ずつカウントしているということでございます。

下の方に平成21年経済センサス基礎調査の結果の概要を書いておりますけれども、その結果、有給役員としては400万人余のカウントがあるということでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の統計局からの説明に関しまして、野辺地委員、いかがでございますでしょうか。

○野辺地専門委員 いろいろなケースがあると思うのですが、役員報酬を払っているか払っていないかという実態によって判断してくださいみたいなことを手引か何かで言っておかないと、親会社が給料を払っているけれども、子会社にかかりきりみたいな役員もいるでしょうし、そこら辺は、記入する人が迷わないような形を御検討いただくとよろしいのではないかと、そんな印象でございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しては記入の手引等で丁寧に説明をしていただくということで、一応今の扱いでよろしいということでした。ほかの委員、専門委員の方はいかがでしょうか。特に御意見ございませんか。

それでは、この件に関しましては、今申し上げましたとおり、記入の手引等で迷わないように、混乱が起きないような形で丁寧な説明をしていただくということで対処することにしたと思います。

では次に、前回の部会の後に北村委員から寄せられました「電子マネーによる販売」の把握及び「インターネット販売」の把握に係る質問について、経済産業省の方から説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料3の2ページ目を御覧ください。電子マネーの販売に関して2件、インターネットによる販売に関して2件の御質問を頂いておりますので、まず、電子マネーによる販売の方から御説明申し上げます。

まず、①でございますが、「電子マネーを使った決済がどれぐらい増えているかということ」を把握することは、商業のみならず、電子マネーに係る今後の流通施策等における基礎資料としての役割が期待されるとの説明であったが、日本銀行の決済統計で把握されている点と比べて、本調査では個別企業ごとの情報が得られるということに利点があるということか」という御質問でございますが、商業統計調査につきましては、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的として調査を実施してきております。このうち、決済手段

の実態について把握するために年間商品販売額の販売方法別割合というものを調査しておりますけれども、平成26年調査におきましては、これまで御説明申し上げましたとおり、販売方法別割合で現金販売に含めておりました電子マネーによる販売を特掲するというようにしているところでございます。

電子マネーの動向につきましては、北村委員の御指摘のとおり、日本銀行決済機構局により「最近の電子マネーの動向について」におきまして、発行枚数、それから端末台数、決済金額と件数、それから電子マネーの残高というものが年々増加傾向にあるというのが分かってございます。一方、こちらの平成26年商業統計調査では、電子マネーが商業事業者においてどの程度利用されているかを商品販売額の内訳として把握することが可能になると考えております。

②の「電子マネーに係る今後の流通施策とは何か。決済手段が多様化すること自体は金融システム上の問題であって、商業取引、企業情報にどのような政策上の意味をもたらすのか」という御質問でありますが、電子マネーは、消費者の支払いにおける利便性の向上に資するものでありまして、その利用が拡大傾向にあるということは、先ほども申し上げました日本銀行決済機構局の発行枚数、端末台数等の増加からも見てとれるところでございます。また、交通系ICカードの共通化によりまして、更に利便性が向上してございまして、今後ますます普及していくことが想定されております。

さらに、大型店が発行しております電子マネーですが、それを地域全体で共有して活性化につなげていくという事例も存在してございまして、決済手段の多様化のみならず、新たな仕組みやサービスの付加についても注目を集めていると考えております。

このような状況の中で、消費者の利便性の要望に応えられるような環境整備が進むということが期待されておりますので、商業事業所における決済手段の多様化の状況について、産業分類別、地域別、業態別等による集計結果を明らかにすることは、流通分野における今後の課題等を考えていく上での基礎資料としてのみならず、流通業界においても非常に有益な情報になるのではないかと期待しているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、3 ページでございまして、インターネット販売の方に関する御質問でありますが、「インターネット販売の定義については、定義すること自体が極めて難しい。インターネットを参照して、最終的に店頭販売で購入するとか、あるいはその逆で、店頭で品質等をチェックした後にインターネットで購入するなどのケースもあって、厳密な定義は難しく、インターネット販売の方で言われた定義では、上記のような、いわゆる外部性は把握できないのではないか」という御指摘でありますが、商業統計調査は、消費者がインターネット上で行った購入申込みを受けて、企業が商品を販売した結果としての売上額を把握することによりまして、小売業の販売形態の多様化の実態について把握しようとするものでございます。したがって、インターネットの情報をどう利用したかということではなく、インターネットを通じて商品売買契約を結んだかどうかというものを判断基準としているところでございます。

それから、②でございますが、「『c 会計情報』において、会計情報から把握することの難しさが指摘されているのに対して、割合で答えるので問題ないというのは納得できない。販売額からインターネット販売の割合が分かるのであれば、金額ベースでも計算できるはずであるし、本当は難しいのであれば、答えとして得られる『割合』は大ざっぱな数字になり、統計数字として使えるのか」という御質問でございますが、商業統計調査では、小売業における販売形態の多様化の実態を把握するために、年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別の割合を調べております。このように、金額ではなくて割合で記入するとしておりますのは、比較的規模の大きい企業組織であれば、経営戦略上、販売形態ごとに勘定を設けて経理しているものも考えられますけれども、中小・零細規模の企業では、販売形態の区別なく、単一の帳簿により一まとめに経理しているということも想定されますので、記入者の負担感を軽減して、比較的容易に記入できるようにして、未記入率が高まることを防ぐために、やはり金額ではなく割合ということで記入させた方が良いと考えているところでございます。

説明としては以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の回答に関しまして、北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 幾つか質問があるのですが、1つは、電子マネーの決済について、ほかの委員会小売物価統計、総務省でやっていらっしゃるところでは、電子マネーの利用はふえているのだけれども、シェアとして見ると、まだとても調査するほどではないので今後の課題として残しておきたいというような答えがあったわけですが、こちらでは、それを調査するだけの価値があって、今後伸びていくだろうということを見越して調査されるということかもしれませんが、実際にどれぐらいのシェアで売上げが出ているのか、あるいはその見通しというのは本当に調査するぐらいの規模になってきているのかどうかということをお聞きしたいということと、それから、インターネットによる販売なのですが、会計で、中小の零細企業では販売形態の区別なく調べているから割合で答えるのだというのですけれども、割合で答えるということは、何らかの数値をつかんでいる、あるいは概算でもいいから出している訳なので、それを割合で言えば出てくるけれども、金額では出てこないという説明にはならないと思うのですね。もし中小が全部井勘定で計算しているのであれば、そこでは電子マネーの売上げについては計算できませんというのが答えのはずであって、何らかの形で割合を出させれば、回答拒否とかそういうものが減るという説明だと、私にはとても納得できないのですけれども。

○廣松部会長 これに関して、経済産業省の方から現時点で答えがございませうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 電子マネーのシェアにつきましては、正確な数字としては今は分かりませんので、何%であるかということは正直言ってお答えすることはできませんけれども、試験調査の結果なども見れば、そんなにまだ大きな数字にはなっていないであろうとは想定はできます。これは、すみませんが、正確な数

字でお答えすることは、今現在としてはできません。

ただ、繰り返して申し上げておきますとおり、これから増えていくのではないかと
ことを想定して、また、前回の諮問の際にも御指摘を頂いているということもありました
ので、今後増えていくということでも有用性が高まってくるのではないかと
という考えの下に、電子マネーの項目を特掲してはどうかと
考えたところでございます。

それから、インターネット販売の件ですけれども、こちら
も販売額なので、商品販売形態別の割合ということで、
インターネット販売だけでなく、店頭販売、訪問販売、
通信・カタログ販売、それから自動販売機、その他というものを
これまで割合で答えていただいております。このうちの通信・
カタログ販売の中から、インターネット販売を特掲して書いて
いただくということを考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、大ざっぱということについては、
ある程度の売上げの金額を計算していただいて割合を求めて
いただくということにはなるのですけれども、例えば
インターネット販売につきましては、帳簿上で識別できない
場合でありましても、インターネット販売用に設けました
銀行口座への入金額ですとか、振込み伝票による振り込み
額などから小売販売額に占める割合等を記入してもらうこと
で把握できる場合もあると考えられますし、あるいは
インターネットによって購入の申込みを受け付けて
おりますので、その際の商品売買の記録がありましたら、
そちらの方から全体に対する割合を把握して御記入
いただけるということも考えられるのではないかと
考えておまして、今回、割合ということで特掲することを
考えたものでございます。

以上です。

○廣松部会長 今回の回答と関連して、電子マネーについて、
先ほど日本銀行の決済機構局から発行枚数等のデータ
について情報が公表されていると説明がありましたが、
それは産業別に細かく分かれていますでしょうか、それ
とも全体の額しか分からないものなのでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長
よろしいですか。私が持っています日本銀行決済機構局
の「最近の電子マネーの動向について」の資料を見る限り
においては、全体しか公表されていないように見えます。
したがって、実際にこちらで今取ろうとしております
商業事業者のところでどのぐらい利用されるのかという
のは分からないと考えております。

○廣松部会長 分かりました。

その意味では、回答の2ページ目の3の一番下のところ
にあります産業分類別、地域別、業態別が分かるという
のは、今回の大きな利点と考えればよいということ
でしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長
そうでございます。

○北村委員 やはり小売物価統計の方で、まだ調査する
には時期尚早という答えが出ていて、こっちでは調査
した方がいいというのが出てくるのは、何か同じ委員
会というか審査した者としては、もちろん私自身は、
電子マネーの調査はしていただきたいし、電子マネー

一の調査は必要だと思っはいるのですけれども、売上げのシェアとかというものを計算されて、まだ十分ではないと片方で判断されていて、こちらでは、通常分からないけれども、多分重要になるだろうから調査しますということだと、まだ説明が十分ではないような感じがするので、数字を出していただいて根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○廣松部会長 先ほどの回答で、電子マネーのシェアに関しては、今、手持ちにシェアの数字がないということでしたので、それを調べていただいて、次回御回答いただければと思います。同時に、小売物価統計との関係に関しましては、小売物価は、調査員調査に基づく他計調査ですので、今回の商業統計の自計の場合とは状況が違うような気が致します。その点については、次回、シェア等の数値を具体的に出していただいた後で、再度検討したいと思います。

インターネット販売のところにに関して、3ページの①ですが、先ほどの説明によりますと、インターネットを参照して、最終的に店頭販売で購入した場合は、含まれないと考えればよろしいですか。今の定義では。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 インターネットを参照して店頭販売で購入したケースですね。これは、店側からすると、あくまでも店頭で売られたことしか分かりませんので、消費者がどういう行動をしたかは、店側は把握することが絶対不可能でございますので、店頭販売としてしか記録されないということになります。

○廣松部会長 そうすると、その逆の、店頭で品質等をチェックした後にインターネットで購入した場合は、計上されますか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、逆に、こちらの店側は、あくまでもインターネットで購入の申込みがあったとしかわからないものですから、インターネットでの販売ということになります。

○廣松部会長 そこは定義としては明確になっていると考えればよろしいですね。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい。あくまでもインターネットを通じて商品売買を行ったかどうかというところで判断しています。

○廣松部会長 分かりました。

あと、商品販売形態別の割合を取ることに関して、確かに微妙なところがあるかと思いますが。ただ、このインターネット販売だけではなくて、新しくなりました産業分類で無店舗販売というものが特掲され、それに関して何らかの情報を得ると同時に提供する必要があります。その意味で、先ほど北村委員の御指摘もありましたとおり、割合で答えるというのは、ある意味でセカンドベストかもしれません。実額が取ればそれがベストであろうとは思いますが、そこがなかなか現状は難しいということでございます。

この点に関して、委員の方、専門委員の方、御意見を頂ければと思います。

○竹原委員 北村先生の御指摘、実額で、その方がより正確で、現実に割合を出そうと思ったときに実額が要るのではないかと、そのことは多分おっしゃるとおりだと思うのですが、こういった調査は、会計責任者あるいは販売責任者、企業の中の特定の個人とか特定

の部署に集中して入ります。その折に、企業サイドで見たときに、もちろんお答えしなくてはいけないと分かっている、日常業務の中で、できるだけ簡便な方法で答えをしたいというようなときに、きちんきちんと実額に当たるというのは、僕は決して楽な作業ではないと思います。そういった意味で、調査担当側が割合で答えるという、そのことによって回答率を高める、そういうアプローチをとられるのは、調査される側としては比較的納得できる、私はそういう気が致します。

○廣松部会長 どうぞ。

○野辺地専門委員 企業が会計とか経理情報として把握しているものを考えてみますと、会計情報としては最終的に代金決済別に集約されてくるような形になってしまうと思うのですね。受注の経路についても、やはりマネジメント上必要なもので、何らかの把握はある程度の規模の会社だっただけだと思っているのですけれども、それは、当月のどのようなルートで受注したものが幾らあって、構成割合、比率がどのぐらいかとかというようなもので、1年間の会計情報としての実額という集計は多分していないと思うので、これは、手数を掛けて集計すれば出ないことはないような会社もあるとは思っているのですけれども、やはり感覚的に、うちはインターネットで受注しているのは、それこそ25%だとか、そういうような感覚的な、ある特定の時期を見て大体そういう感覚にいるのが企業の実態だと思うので、それ以上のものを要求して、どこまで答えてくれるかというとなかなか難しいところがあるので、感覚的に、あるいは特定の時期に把握したものを利用して答えてもらうみたいな捉え方も、今、先生がおっしゃられたセカンドベストみたいな感じかなという認識です。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。北村委員、この点に関してはいかがでしょうか。

○北村委員 今回の両委員の御説明も理解できるのですけれども、同時に、余りにも、25%とか20%とかという数字をどうやって使えばいいのかということを考えると、例えば大企業できちんと会計ができていて、決済は電子マネーでこれだけやりましたという数値が出ている会社とアウトに出てくる会社があるとすると、恐らく中小の企業は、インターネット販売をそれほどしていないので、ほとんど無視できるぐらいのサイズにしか出てこないというようなことは予想されるのですけれども、何か数字が、例えば10%ぐらいとか、20%ぐらいのものが並んで、間の数字がないとかというようなことは起こり得るかなと思います。それでどれぐらい統計的に意味があるのかというのは、説明していただきたいと思います。

○廣松部会長 今すぐお答えいただけますでしょうか、それとも、この点に関しては、先ほどの電子マネーによる販売のシェア等との関係も含めて、次回お答えいただけますか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 集計結果としましては、こちらに答えるときは%で答えていただくのですけれども、それを、元の金額から金額ベースに戻しまして、それぞれ、例えば現金販売ですとか電子マネーの販売ですとかというもの

も含めて、金額ベースで足し算した結果として最後は公表することを考えております。したがって、割合で何%というのが、そのまま集計表として公表されるものではありません。

○廣松部会長 でも、計算で使っているのは割合ですね。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、そうです。

○廣松部会長 そこが、かなりアバウトな数字が並んだ場合に、どのぐらい統計数値として意味があるのかということです。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 次回またお答えさせていただきます。

○廣松部会長 ただ、少なくとも割合だけですと、よく言うように、割合の平均を取ると、結果はかなりミスリーディングなものになりますから、集計・公表段階では販売額に割合を掛けて、これをインターネットによる販売額として集計するという考え方だと理解しました。後ほど集計のところでもまた改めてその問題が出てくるかもしれませんが、現時点では、その考え方は妥当であろうと思います。

では、北村委員から頂きました御質問、すなわち電子マネーによる販売に関しては、現状のシェア等に関して、もし具体的な数値があればそれをお示しいただくということ、小売物価統計との関係に関しましては、これは後ほど、そのときの諮問・答申に関する審議の経過と結果を踏まえて、次回、御説明したいと思います。

それから、インターネット販売に関しまして、今の割合をとるといふ、どっちかといふと大ざっぱな形をとるといふことに関して、どういう意味があるのかということに関して再度御説明いただくことにしたいと思います。とりあえず、北村委員からの質問に関しては以上にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御意見ございますか。

では、前回の宿題に関しましては以上にさせていただきます。

それでは、再び審査メモの方に戻りまして、お手元の資料の審査資料1の審査メモの5ページの、これは調査事項の変更の中の一部でございますが、「オ 商品手持額の把握」という論点に関して審議を行いたいと思います。

では、この点に関しまして調査実施者の方から御説明をお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 資料4の7ページ目を御覧ください。「SNA、産業連関表の更なる推計精度向上に資する観点から、事業所別若しくは商品別の商品手持額及び商品仕入額が把握できないか」という論点に関してでございますけれども、こちらは、事業所別の商品手持額につきましては、個人事業所における記入が困難であるところが多かったこともありまして、今回、法人の本社を対象に調査を行うこととしております。また、商品仕入額につきましては、商品マージンの把握のために、法人の本社に対して、企業における年間商品販売額と併せて調査しておりまして、さらに、事業所別にも商品仕入額を把握するということとなりますと、記入者負担の観点から困難であると考えております。

また、商品別につきましても、詳細な調査項目について記入させることとなりますので、

前述同様、記入者負担の観点から、商品手持額及び商品仕入額の把握は困難だと考えているところでございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この商品手持額に関しましては、特に二次統計側からの要請があり、ここで論点として提示したわけですが、この点に関してはいかがでしょうか。どうぞ。

○中村委員 3つほどポイントがあるのですけれども、まず、第1点につきましては、商品手持額の把握を現在の年末から年末・年初の2時点にするということは、これは非常に重要なことで、評価したいと思います。現行のように1時点の残高が分かるだけでどうしてマージンの計算にまで至るのかという点、そのためにはかなりの仮定を置くことが必要になると思いますので、2時点で把握して、その変化を見るということ、これは非常に重要であると思います。

ただ、現行は3月末でやっておられるはずですから、この変更は年末から年末・年初ではなくて、年度末から年末・年初への変更ということに、つまり3月末はやめて12月末も2回やります、こういう変更ですので、そういうふうを書くべきであろうと思われま

す。それから、2点目は、事業所別の商品手持額、それから商品仕入額についてでありますけれども、これは、現行の表章を見ますと、業種別に商品手持額と仕入額が集計されているわけですね。これは事業所ベースだと思っていたのですけれども、それが本当は難しく、実際には企業ベースに近いものになっている、そういうことであって、そうすると、この商品手持額、それから仕入額、これは業種ごとにかなり多種類の商品を含んでしまっているものなのか、あるいは企業別のデータ中心になったけれども、事業所ベースになるべく転換をしているという性格のものなのか、どっちなのか教えていただきたいと思

います。それと、今回の改定される調査票については、法人の事業所については、仕入額について、仕入れ先別の割合、これは先ほどのインターネット販売の割合と同じ議論になるのですが、その仕入れ先別の割合を聞いているのですけれども、それよりは仕入額合計の方が記入しやすいのではないかという気も致します。

それと、3番目は、商品別の手持額についてでありますけれども、これも把握困難ということではありますが、この手持額については、価格ですけれども、これは、仕入れ原価が原則なわけですね。加工統計側でこれを在庫変動とか、あるいはマージン額の計算ということにつなげていくためには、この仕入れ原価ベースを期末価格ベースに直すことが厳密には必要になります。そうしますと、このデータの中に複数の商品がまじっているということになると、これは格段に問題が複雑になってしまうということがありますので、無理だとしても商品別の手持額というものが欲しい訳なので、ですから、それを、持っている残高を商品別に全て答えろというのが無理であれば、例えば最も販売額の大きいものについて、あるいは代表的な取扱品目について、この手持額と仕入額を書いてもらうというよ

うなことも考えられるのではないかという気が致します。

以上、3点でございます。

○廣松部会長 今の中村委員の3つの御質問に関していかがでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 すみません。少し質問が多かったので、最初の、年度末が年末・年初と変更になっているのは、その方が正しいということでございます。

○廣松部会長 今、調査実施者に調べていただいていますので、ほかに何か、この商品手持額の把握に関して御意見いただければと思います。どうぞ。

○野辺地専門委員 企業が複数の事業所を持っている場合、それぞれの事業所が会計単位を持っているのか持っていないのかによって、実は答えるときの答える可能性、答えられるか答えられないか、あるいはどこまで答えられるかというのが影響してくるとというのが、まず第1点。

それから、仮に独立会計ラインを持っていたとして、売上高とか仕入れ高、在庫高について、商品の種類別、分野別にどこまで把握してデータを持っているのかどうか、これは企業によってかなり異なってくるので、この2点があるので、数字さえ持っていれば簡単に答えられると思うのですね。

あともう一つ、個々の事業所になってくると、実際に外から仕入れた価格ではなくて、一旦、本社あるいは配送センターに入って、内部のつけかえ価格で動いているケースも結構あるので、純粹に外からの仕入額等で粗利を出すというのは、それぞれの事業所がデータを持っていないというケースもあるので、いろいろなケースを考えて、答えてもらえるところに対しては答えてもらった方が、それはデータとして有効なのでいいと思うので、答えられる場合には答えてください、ただ、独立会計単位を持っていないと、経理数字は全部本社に聞かないと分からない、それも会社全体で一本だという話になってしまうと、もう答えようがないみたいな話にもなってしまうので、質問の仕方をうまく工夫して、答えられるところは答えてもらうような進め方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の野辺地委員の御指摘に関しては、今回は、法人に関しては本社を対象に行うことになっており、事業所別ではなくて、本社で把握している手持額等を把握するということになろうかと思います。もし、先ほどの御指摘のように、複数の事業所があつて、それぞれの事業所が独立の会計体系を持っているときに、それらを本社の方に聞いていただくかどうかですね。その場合、どちらかという調査票の表わし方というよりも、記入の手引等で記入可能であればそういう形で記入していただくということになろうかと思います。

この商品手持額に関しまして、ほかに御意見ございませんでしょうか。

調査実施者の方で、先ほどの中村委員の御質問、それから、今の野辺地委員の御質問に関して、現時点でお答えいただけるようなものがあればお答えいただければと思います。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 すみません。整理して、次回お答えさせていただきます。

○廣松部会長 分かりました。

それでは、この商品手持額の把握に関しては、中村委員、野辺地委員から御意見が出ましたので、それらについては調査実施者に改めて整理していただいて、次回お答えいただくことにしたいと思います。

それでは、続きまして、審査メモの5ページの「(2) 調査期日の変更」に移りたいと思います。これは、基礎調査と商業調査を一体的に実施するために、商業調査の調査日を従来の6月1日現在から7月1日現在に変更するというものでございます。

これに関して、論点がa、b及びcと3つございますので、これらに関してお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 審査メモの方では、統計局と経済産業省の両方の省庁に質問しているという形になっておりますので、私から、まず、お手元の資料2の17ページの審査メモのaというところでございます、基礎調査と商業関係の調査を一体的に実施するメリット等について、説明させていただきたいと思います。

話が遡るわけでございますけれども、経済センサスの基礎調査と商業統計調査というのは、元々は基礎調査が平成26年、商業統計調査が平成25年に行う予定であったところでございます。これは、基本計画等でも、これまでの経緯を踏まえてそのように書いてあり、それから、商業統計調査につきましては、経済センサスー活動調査の2年後に調査するというような形でこれまでの経緯の中で整理されておりました。ただ、状況が変わりまして、経済センサスー活動調査は、平成23年ではなくて24年になったということで、そのまま読めば26年に実施するということになりました。経済センサスの実施時期の変更に伴いまして、もともとは別々の年に行うはずだったのでございますけれども、2つの調査の実施年が、これまでの整理の経緯を踏まえると同一の年になったということで、そうであれば一体的に実施した方が、その3番に書いてありますとおり、国、地方公共団体、それから記入者の方々にとっても、いろいろな形でメリットがある。具体的に経費のある程度の合理化、それから調査実施事務の最先端における地方公共団体における業務のふくそうの緩和、客体にとっても一緒に書ける、同一の時点で統合された調査票で記入できるというようなメリットがあるということで、一体的な実施をすることに決断したわけでございます。

ただし、デメリットとしましては、2つの調査は、調査事項が重なる部分もありますけれども、商業統計調査の部分については、基礎調査にはない調査事項がかなりの部分でございますので、審査事務が地方公共団体にとっては一時的に増えるというデメリットは想定されます。そういうものに対応するために、調査票データ審査システムというものを、パソコン等を使いまして、各地方公共団体に国の責任におきまして整備しまして、それによって重点的な審査等を行うということで対応したいと考えているところでございます。

参考のところに、今、私が冒頭述べたようなこれまでの経緯等について記載させていた

だいておりますので、参考にしていただければと思います。

総務省統計局からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 では、経済産業省からお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料4の8ページ目の方を御覧ください。「調査期日の変更に伴う他の既存の統計調査への影響はないか」ということでございますけれども、当初予定では、商業統計調査の実施時期につきまして、「経済センサスの枠組みについて」に基づきまして、経済センサスー活動調査の2年後に実施することと整理されていたところでございます。その後、先ほどの総務省からの御説明のとおり、経済センサスー活動調査の実施時期が平成23年から24年へと変更されたことを受けまして、商業統計調査の実施時期が平成26年となったところでございます。

これによりまして、近接した時期に調査対象が重複する大規模調査として、経済センサスー基礎調査と商業統計調査を同時期に実施することになりますので、調査客体の負担及び統計業務のふくそうによります地方公共団体の事務負担を考慮して、両調査を一体的に実施することとして整理したため、商業統計調査の調査期日を従来の6月1日から、経済センサスー基礎調査の調査期日であります7月1日に変更することとしたものでございます。

経済センサスー基礎調査のほかに、時期的及び対象範囲的に、商業統計調査の調査期日の変更の影響が懸念されるような大規模統計調査は存在しませんので、他統計への影響はないと考えております。

それから、「期日の変更は今回限りの措置か」ということでございますが、今回の期日の変更は、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成26年経済センサスー基礎調査と平成26年商業統計調査を一体的に実施することとして整理したことにより変更したものでございまして、今回限りの措置と考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この調査期日の変更に関しまして、今の調査実施者からの回答を踏まえて委員、専門委員の方々の御意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんか。

商業統計調査の方が従来から6月1日になっているということの経緯を私も昔聞いたような記憶があるのですか、7月1日ではなくて6月1日になっている理由は、特に何かあるのでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 元々は、ほかの統計調査の実施時期との兼ね合いで、一番実施しやすいときというので6月1日と設定していたようです。

○廣松部会長 今回は経済センサスー基礎調査との一体実施ということで、一体と言う以上というか、一体と言うからには、同じ期日で行うのが妥当ではないかと考えます。

期日を違えて、例えば6月1日と7月1日に分けてやるというのは、やはり非現実的な気も致します。特にこの調査期日の変更、具体的には、商業統計調査の期日を従来の6月1日から7月1日に変えるということでございますが、特に御意見ございませんでしょうか。

○北村委員 これはメリットとデメリットが今、総務省の方から御説明があったのですけれども、具体的にコストとしてどのぐらいセーブできるというのはあるのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 大変恐縮な言い方でございますが、26年度予算を今、積算中でございますが、コストが幾ら削減されたか、この場でお答えする資料がないのでございますが、過去にも商業統計調査の簡易調査でございましたけれども、その例などを見ますと、2つの調査を別々に行うよりは、大きいか少ないかと言えば評価があるかもしれませんが、削減はされているということでございます。

○北村委員 多分削減されるということは想定されるのですけれども、概算でもいいから、幾らぐらいメリットがあると言われるとメリットを強調できるのではないかと思います。

○廣松部会長 要するに、現時点では両調査、平成26年に行われる予定の2つの調査に関しては、予算の積み上げの最中ということのようですので、前回の事業所・企業統計調査と商業統計調査を同時実施したときの状況を情報として出していただければと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今、手持ち資料がないので、次回にでも御報告させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○廣松部会長 分かりました。では、その点、よろしく申し上げます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

では、この調査期日の変更に関しましては、今、一体実施によるコスト削減の程度に関して、前回に事業所・企業統計調査と商業統計調査の簡易調査を同時実施したときの資料を次回参考として提供していただいた上で、最終確認はそのときに行いたいと思っております。「調査期日の変更」については、特に御異論はなかったとまとめたいと思っております。

続きまして、論点メモに戻りましての「(3) 調査対象期間の変更」でございます。この点については、先ほど中村委員からの御指摘の中にもございましたが、調査期間を年度から暦年に変更するという点に関しまして御審議いただければと思います。それでは、経済産業省から説明をお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料4の9ページ目を御覧ください。調査対象期間の変更についてということで4点の論点メモがございまして、まず1つ目、aの「暦年で回答させることによって、企業会計の観点から報告者負担が増えることにならないか」ということでございますが、商業統計調査におきましては、商品販売額については、これまで年度ベースで把握してきたところでございまして、今回、暦年ベースで把握するように変更したところでございます。これにつきましては、直近の調査として実施いたしました経済センサスー活動調査においても暦年による把握を行っておりまして、事業所側において新たに負担増となることはないと考えております。

なお、これまでの商業統計調査におきましても、事業所あるいは企業によっては、必ずしも年度での決算としていないところもありまして、調査票においては、年度における記入が困難な場合は、最寄りの決算日前1年間の商品販売額として記入いただくよう整理を行っていたところがございます。今回、年度から暦年に変更した場合におきましても同様の整理を行うことを予定しておりますので、新たに報告者負担が増えるということにはならないと考えております。

続きまして、bの「暦年による把握に変更する理由は何か」ということですが、経済産業省では、経済センサスー活動調査を産業統計の基盤統計調査と位置付けております。平成24年に実施いたしました経済センサスー活動調査におきまして、売上げ等の経理項目は暦年ベースで把握しておりまして、比較可能性を高める観点から、経済センサスー活動調査後に実施する商業統計調査で把握する商品販売額等の調査事項は、年度から暦年で把握するように変更しているものがございます。

また、当室所管の工業統計調査、それから特定サービス産業実態調査におきましても、暦年で出荷額、売上高等を調査しているところがございます。これらの産業関連統計との関係整理上の観点からも調査期間を合致させることが望ましいと考えております。

以上のことから、調査対象期間を1月から12月の暦年で把握するということを考えております。

ページをめくっていただきまして、10ページ目で、cでございますけれども、「比較可能性を向上させる対象となる統計調査として、工業統計調査、特定サービス産業実態調査のほかに、どのようなものを想定しているか」ということですが、商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、それから地域別等に従業者数、商品販売額等を把握して、その構造を分析するための基本的な統計でございます。

経済産業省では、経済センサスー活動調査を産業統計の基盤統計調査と位置付けておりまして、商業統計調査、それから工業統計調査、特定サービス産業実態調査は、その産業分野別の統計と位置付けて考えております。このため、経済センサスー活動調査を中心といたしまして、前述した各産業分野別統計につきまして比較可能性を向上させることと整理しておりまして、このほかについては、特に想定はしていないということでございます。

それから、dの「調査対象期間については、これから継続的に暦年で把握するのか。今回限りの措置か」ということですが、繰り返しになりますけれども、経済センサスー活動調査を産業統計の基盤統計調査と位置付けておりまして、調査結果の比較可能性を高める観点からも、調査期間を合致させることが望ましいと考えておりますので、今後についても暦年で把握していきたいと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この調査対象期間の変更についての4つの論点に関してまとめて回答を頂きました。今の回答を含めまして御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員 これはSNAのコモ法も産業連関表も暦年ベースですので、それと、先ほど手持額を年末・年初とした訳ですから、暦年の売上高とするのは必然だと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、中村委員の御指摘がございましたとおり、SNA、産業連関表も暦年ベースですので、一次統計としての商業統計に関しても、従来の年度ベースから暦年ベースに直す。経済センサスー活動調査も暦年ベースで取っておりますので、全体の大きな流れの中で、暦年に直すということは妥当と考えられますが、よろしいでしょうか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 野辺地先生に教えていただきたいのですが、中小企業、いわゆる個人事業主のような関係の方にとって、こういった項目を仮に回答する場合に、暦年と年度とどちらが答えやすいかというのは特にございますか。

○野辺地専門委員 答えやすさから言えば、それは年度の方が答えやすいですね。暦年だと、暦年との差の月数分をプラス・マイナスして出さないといけないので。どっちにしても手間が掛かるので、個人で、法人ではなくて、所得税で申告したら、暦年ベースで年度を組んでいるので、決算数値も暦年になるので余り問題はないかなと。法人であれば、何らかのそういう若干の集計作業は伴うだろうなど。最近では、経理事務もパソコンなんかでやりやすくなっているのでは、比較的各月の売上実績なんかも、小さい企業でもきちんと把握できるようになっていると思います。以前は、年に1回まとめて帳簿付けするみたいな小さい企業もあったでしょうが、そうなるとその調整すら簡単にはできなかつたと思うのですけれども、今はかなり、若干の負担を伴うけれども、まあ、それは許容できる範囲ではないかという認識ですが。

以上です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

確かに、特に小規模な企業ないし事業所に関しては、その点、少し手間が掛ることになるかもしれませんが、今の経済統計の大きな体系からいって、暦年ベースで行うということに関しては妥当ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、「調査対象期間の変更」については妥当とさせていただきます。

それでは、続きまして、論点メモの6ページのところの「(4) 調査方法の変更」でございます。そのうちの「ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」について、これは経済センサスー基礎調査と商業統計調査の共通事項でございます。これに関しまして、6ページから7ページにかけてa、b及びcという論点が提示されております。では、調査実施部局から回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、総務省からa及びbにつきまして、全体の考え方も踏まえて説明させていただきたいと思います。

前の資料を参照して大変恐縮なのでございますが、31回のときに資料が配られた中で資

料1-5というものがございまして、そのときに調査の方法などを含めまして1枚紙で平成21年と26年の調査について比較した全体の、絵とは言いませんけれども、簡単な説明のペーパーがございましたので、もしお手元があれば、31回のときの資料1-5というものを参照していただければ幸いです。

調査方法として、左側に前回の調査方法、右側に今回の調査方法ということで書かせていただいております。それを見ながら、私どもで用意した資料2の18ページの方を見ていただくと分かりやすいかと思えます。

まず、18ページの資料の内容でございすけれども、平成21年の基礎調査を実施した際には、今回と同じように本社一括調査という考え方は取り入れた訳でございす。ただ、そのときに、本社一括調査の部分は、国及び地方公共団体が行う部分と、あと、10人未満の支所がある企業につきましては、調査員が本社一括調査の調査票を配るというような形にしておりました。したがって、調査員は、10人未満の支所がある法人と単独の事業所から成る企業や法人、それから個人企業等を含めて調査していたということでございす。そういう形が、前回平成21年のときの調査でございまして。それから、企業の規模、活動範囲に応じまして、市町村、都道府県、総務省が、それぞれ担当の本社一括調査の法人の範囲を決めて取り組んでいたというのが前回でございまして。

我々が基礎調査を今回行う訳でございすけれども、その前に、平成24年の活動調査で本社一括調査を行った訳でございすけれども、そのときは諸事情があり、平成24年2月という特異な実施時期だったというようなこともありまして、調査員調査の負担軽減を図り、調査員の方で単独事業所と、あと9以下の支所の法人について調査したというのを、調査対象範囲を縮小しまして単独事業所と新設事業所のみ限定しました。そのほかの部分については、市町村、都道府県、総務省で分担して行う。かつ、それぞれが調査票を送るというよりも、民間事業者に委託することによりまして、作業自体はそこで一括して行うというような形を採ったのが平成24年の調査でございまして。

今回も、平成24年の調査を踏襲するような形でやりまして、調査員調査については単独事業所と、それから本社一括調査の部分については、作業自体は民間事業者等を活用して行うというような形を採りたいと思っておりますのでございす。

そういうことで、平成24年の活動調査から見れば同じやり方なのでございすけれども、前回平成21年の調査から見れば、調査員調査でやっていた本社一括調査をやめまして、市町村、都道府県、総務省、それから民間事業者の活用というような形で行うということに変更になっているということでございす。

商業統計調査についても、そういう経済センサスの今までの流れを踏まえまして、今回、一体的に実施するというのでございすので、経済センサスー活動調査でやっていた経験等も踏まえまして、一体的に本社一括調査も行うということを考えているところでございす。

19ページのbの審査メモにつきまして、前回の活動調査は、先ほど申し上げたとおり、

活動調査のやり方と同様ということですので、検証結果はどうなっているかという話がありました。本社一括調査の調査系統や対象範囲について、それから民間事業者
に委託することについては大きな問題はなかったと思っておりますが、民間事業者による
回収の後、都道府県、市町村、それから国も含めてですが、最終的な督促、回収につつま
して、引き継ぎ等の情報の伝達とかというものを含めてやった訳でございますけれども、
その中で、前々回ですか、都道府県の方からも意見がございましたけれども、民間事業者
で最終的にできないのかという話がありました。最終的には、やはり調査実施者なり地方
公共団体が責任を持って督促を行うことによって、最終的に民間事業者で回収できな
かった部分も踏まえて回収できているものがかかなりございますので、やり方としては、同
様のやり方を引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、続きまして、資料
4の11ページ目になります。本社一括調査の調査系統、対象範囲の変更についての中で、
論点のcで、「商業調査については、今後、継続的に今回の調査方法を採用するのか、今
回1回限りの措置か」という御質問でございますけれども、こちらにつきましては、商業
統計調査が、従来から企業の希望に応じまして本社等一括調査による調査を実施して
きております。この場合、傘下に商業事業所を有する企業を代表とする者を報告義務者として
調査票の報告を求めてきております。

平成26年の商業統計調査は、経済センサスー基礎調査と一体的に実施するために、複数
事業所を有する企業に対しまして、本社一括調査による調査として拡充・整理してござ
います。

こういった経緯で、次回調査におきます本社一括調査につきましては、今度行います平
成26年調査の実施状況等を踏まえまして、より有効な調査方法について検討していき
たいと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更につきまして御意見を頂
きたいと思っております。いかがでしょうか。

調査方法に関しましては、必ずしもこの経済センサスー基礎調査や商業統計調査にか
かわらず、経済統計全体として本社一括という方法が徐々に増えてきている現状でござ
います。それには、単に調査実施者側の事情だけではなくて、調査対象者側で、特に
会計等処理に関しては本社一括の形態をとっているところが増えているという客観
的な情勢の変化もあると思っております。具体的に今回の経済センサスー基礎調査と
商業統計調査に関しまして、先ほど統計局から説明がありましたが、31回の資料1
－5にございますポンチ絵というか図表を御覧いただいて、今回の変更の計画に
関して御意見を頂きたいと思っておりますが、特に御意見ございませんでしょうか。

この点に関しては、前々回でしたか、地方公共団体の方にも御意見を伺ったと思いますが、改めまして、この本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更に関しまして御意見ございますか。

○東京都 平成21年の経済センサスー基礎調査から見ますと、今回、本社一括調査のやり方について変更になりますが、これは、平成24年の経済センサスー活動調査から見ますと同様の方法を行っていらっしゃるというように地方の方では見ております。平成24年の経済センサスー活動調査は、傘下に1つ以上の事業所を持つ企業につきましては、国が一括して調査票の配布、回収を行っていただいて、その後、地方の方では督促を行うという責任分担で行いましたので、ここの部分について、地方としては、現在、調査員が非常に集めづらくなっている状況において、国に大変お世話になってうまくできたと考えております。

ここのところを引き続いて、地方から致しますと、平成24年の活動調査からすると引き続きでございますが、経済センサスー基礎調査につきましては変更ということになります。24年の経済センサスー活動調査と同じ方法で、次回の基礎調査、また商業統計調査を実施していただくということは、東京都と致しましては非常に有り難いことであると考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。どうぞ。

○埼玉県 埼玉県です。

前々回のときの資料1-5ですけれども、前回は、直轄調査といいますか、本社一括調査を国、都道府県、市町村ということで分けていたものを、今度は国の方で一括してやっていただけると。督促については分けましょうというお話でございますけれども、次回から売上高を調査するということになるということで、試験調査をしたら、5%ほど回収率が悪くなっているという事実がございます。それについての督促業務が、これは県、市町村の方に掛かってまいりますので、その分の事業量が増えるという形になりますので、要望として、できましたら、この本社一括調査分の督促を国の方でやっていただけると大変助かるということがございます。都道府県、市町村についても職員の数は非常に厳しいものがございますので、売上高を入れることによって督促分が増えるということを勘案していただいて、本社一括調査分について国の方でやっていただけると大変助かるというお願いでございます。よろしくどうぞ。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、地方公共団体の方から御要望が出ましたが、調査実施者としてぜひ真剣にお考えいただければと思います。今すぐ御回答は難しいかと思っておりますので、後ほどまたお考えをいただければと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 部会というよりも、本社一括調査のやり方等につきましてはの考え方は、私ども、今のところ基本的な役割分担は変えており

ませんけれども、いろいろな地方の事務の負担軽減等については、引き続きコミュニケーションを通じて、例えば民間事業者の督促のやり方等をもっと工夫できないかとか、回収を確実にできないか、できるだけ多く回収するためにはどうしたらいいか、そういう観点から考えていきたいと思っているところでございますので、担当者との意見交換等は引き続き行っていきたいと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

資料1-5にもございますとおり、今回国が行う直轄調査、すなわち本社一括調査に関しては、民間の事業者を利用するということになっておりますので、国、民間の事業者、それから地方との円滑な意思疎通と協力によって、実査が円滑に行われるよう、希望したいと思っております。

○野辺地専門委員 よろしいですか。調査期日をどうするかということについて、先ほどの資料4の6ページのところで、商業統計調査は従来6月1日だったのが、今回はこういう経緯で7月1日に変更すると。これは今回限りの措置であるということで、何か基本的な考え方として、また従来に戻るみたいな感じで、去年は6月1日で、今年は7月1日で、来年また6月1日みたいに、何かこう継続性も保たれなくなるし、今後のいろいろなデータの集計の仕方なんかにも影響があるということを見ると、企業を対象とした統計調査の調査期日をどうするのかということのを統計調査全体でもう一回再検討して、効率化できる部分は効率化していくようなことも1つの研究テーマとされたらいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○廣松部会長 極めて重大な問題提起だと思います。この部会は経済センサス基礎調査と商業統計調査の平成26年調査の計画に関する審議を行っており、ほかの調査も含めて今後どのように考えるかは別の場で検討する必要があるかと思っております。私個人も、今、野辺地専門委員がおっしゃったとおり、国として、公的統計全体として、整合性というか合理性が保証できるような体制を考えていくべきではないかと思っております。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 貴重な御提案ありがとうございます。事務局から一言コメントさせていただきます。一応、今回の諮問答申は基礎調査と商業統計調査に関するものでございますので、どうしてもその範囲に限定されるところがございます。一方、御指摘は、広く一般の統計調査全般に係る御提案ですので、ある意味で、部会の審議結果として委員会に御報告する意義はあると思っておりますので、例えば、ここは部会長とまた御相談なのですが、答申とは別に、部会長メモという形で次期基本計画に反映させるようなことも可能かと思っております。事務局と致しましては、今、御提案いただいた時期の話も含め、先ほどの期間の話も含めて、ある程度、経済統計の在り方というものはお考えしておく必要があると思っておりましたので、併せて、また御相談させていただけたらと思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

先ほど経済産業省の方から説明があったとおり、やはり個々の調査にはそれぞれの経緯

もございまして、そうすぐ簡単に、明日から一斉にこの期日に調査するように変えるというふうにもいかないようなところもございまして。その辺は、やはり少し時間を掛ける必要があろうかと思いますが、基本的な考え方としては、今、野辺地委員に御指摘いただいた方向で考えたいとは思っています。

どうぞ。

○竹原委員 調査方法の変更の部分に戻りますが、今回、民間事業者を活用されると。ずっとこういう方向についてはそのとおりだと思うのですが、調査票の回収あるいは確認の折に、先ほども地方自治体の方から国側がとかというお話がありましたが、実は、調査を受ける側からしますと、国と地方公共団体はさほど差がない。ただ、民間事業者から頻繁な督促でありますとか、あるいは数値の確認を受けることについて、とりわけこのような大規模調査の折には、かなり回答する方がセンシティブになる可能性がございまして、今後、もちろん民間事業者を極力活用するという方向については私はそのとおりだと思うのですが、そういった部分も踏まえた上で、一方で回収率の向上という部分もありますから、調査票の回収あるいは確認ということについて御配慮いただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大阪府 大阪府でございましてけれども、今、委員からもお話があったように、要は、直轄調査をしていただいたときに、督促が行ったときに、民間の方がずっとお見えになっていましたねと。ところが、その後、地方が行きますと、いや、あれは違うのではないですか、今ごろ何をまたというような御指摘を受けたと。逆に地方の方もかなり苦労させていただいたという経緯がございまして。

あと、傘下事業所の把握は、当然ビジネスレジスターといいますか名簿、これをきっちりしていただいて、本社と事業所、ここをきちんと傘下の方に伝えていただきたいという希望がございまして。といいますのは、私のところの事業所は本社で回答していますよという感じで拒否をされる方がかなりおられたと。いや、本社の方でも回答を得ていない、結局、各事業所の方では、うちは事業所では回答しませんというようなこともございまして、ここはこれから大分また整理をしていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

調査方法に関しましては、今いろいろ御意見がございましたとおり、特に実査の場面でいろいろなケースが起こり得ると思います。今、この場でそれを一つ一つ想定して議論するのは時間的に不可能だろうと思います。その意味で、この部会の審議としましては、まず、「本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」の計画に関しまして、全体として特に御異論がなければお認めいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。さきほど、地方の方からいろいろ出ました御希

望、御要望を踏まえて、調査実施者、それから、これから決まるであろう民間の事業者との間のコミュニケーション、意思疎通を十分やっただいて、調査が円滑に行われるようにぜひお願いしたいと思います。

この論点に関しまして、特にほかに御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。後ほど、時間がございましたら、全体を通して御発言いただく時間を設けたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

それでは、論点メモの7ページ、「(4) 調査方法の変更」のうち「イ 調査票の種類の変更」、これは基礎調査票及び商業統計調査共通の事項でございます。これに関しまして、7ページのところにaとして論点を提示させていただいております。では、これに関して回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、総務省から一括して回答したいと思います。資料2の20ページと次のページに別紙というものが1枚入っていますので、別紙の絵を見ながら説明させていただければと思っております。

これを見ていただくと、平成21年のときには調査票が、調査員調査の関連で調査票Aというものがございました。それから、本社一括調査分としまして、調査票A及びBと2つあったということがございます。これは区別するために調査票A及びBとつけてございませけれども、平成26年でもまた調査票A、B及びCとかあるのですけれども、必ずしも対応するわけではなくて、区別するために調査票A、B及びCというものが付いているということで、調査票A同士が対応しているという意味ではございませんので、そういう前提で話を聞いていただければ幸いに思います。

実は、前回の調査票Aというのは本社又は単独事業所において書いていただく内容を網羅していたということがございます。それから、本社一括調査においては調査票Aと同じように、上の部分の右側でございませけれども、本社において書いていただく事項、それから事業所の部分だけを書いていただく事項として調査票Bと切り分けていたということがございます。ですので、調査員調査の部分におきましては、単独事業所については、新設でも単独本社については調査票Aというものを配って法人全体のことを書いていただいた、それから、調査員または国、地方公共団体の本社一括調査では、調査票AとBの両方、特に調査票Bについては、事業所数の数を配って、事業所数分の調査票Bを書いていただいたような形になっております。

あと、仮に調査員調査で発見された新設事業所で支社に当たるような部分があった場合は、調査票A、Bとはまた違うものでございませけれども、本社確認票というものをお渡しして、本社を識別するための情報を得ていたというような形をやっていたところがございます。

今回の平成26年の基礎調査の調査員調査においては、新設事業所の部分と存続の単独事業所しかやらないということがございます。調査員調査分の商業分については、調査票Bでセンサスの項目と商業の項目を全て記入していただけるような調査票を用意する。それ

以外については、調査票Aとして全て記入していただけるようなものを用意するというような形になっております。それから、新設については、調査票Aをお渡しして書いてもらうということでございます。事前に本社一括調査の部分と調査員調査は、名簿を切り分けてやっているということでございます。

それから、本社一括調査については、調査票Cの中に企業について書いていただく部分と事業所について書いていただく部分を用意しておりまして、企業全体については1枚書いていただく、それから、事業所分については事業所の数に応じて書いていただくというような形を考えておりまして、センサスの項目と商業の項目を調査票Cの場合は全て網羅しているような形になっていきますので、商業に該当しない部分については書かないというような形をとっていきたいと思っております。

そういうことで、今回の総論的に言いますれば、調査員調査、それから本社一括調査の範囲等を前回から変えたことなどを総合的に勘案しまして、できるだけシンプルに調査員調査ができるように、それから本社一括調査でも、調査票が分かりやすいということ、このような形に切り分けて調査票を設計したということでございます。具体的な調査票につきましては、第31回の資料2なり3で提出した資料のとおりでございます。

私の説明は以上でございます。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 商業統計調査について追加させていただきます。3番目の答えですけれども、商業統計調査につきましては、平成19年調査では1種類の調査票によりまして調査員調査と本社一括調査を実施しておりましたけれども、今回、基礎調査と一体的に実施するという観点から、調査員調査用と本社一括調査用をそれぞれの調査に適した調査票として整理、作成することとしているところでございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。基礎調査及び商業統計調査の、調査票の変更に關しまして説明を頂きました。今の説明を踏まえまして御意見を頂けますでしょうか。

調査票の現物は、既に御紹介がありましたとおり、第31回の資料2-4として、調査票のAからCまでが提出されていますので、御覧いただければと思います。

よろしいでしょうか。今日の資料2の総務省統計局の説明資料の別紙の表を御覧いただければお分かりのとおり、特に新設の事業所に関しては、やはりある程度、調査員の方に歩いていただいて、目視で分かるところは拾い上げるという努力をしていただくということになるわけですが、そのためにも、先ほど地方公共団体の方からも御要望がございましたとおり、その前の段階の名簿を十分整備しておかないと、その作業は大変難航するとか、大変御苦勞を掛けることになると思います。その準備を十分していただいた上で、平成26年の調査は一体的な形で行いたいということでございます。いかがでしょうか。

特に御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この調査方法の変更のうち「イ 調査票の種類の変更」に關しましては、適

当と御判断いただいたということにしたいと思います。

それでは、続きまして、審査メモの8ページ、「(4) 調査方法の変更」のうち「ウ オンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充」でございます。これに関しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、引き続き、全体的なことを総務省からまとめて説明させていただきますと、審査メモではaの1つだけ、1つの論点でございました。これにつきましては、報告者負担の軽減ということでございますが、負担というものについて定量的にないのかと書いてございますけれども、今回、定性的なものとして評価させていただきました。意識の問題も絡むということで評価させていただきますと、2つ大きく軽減に寄与するものが考え方としてあるのだろうと考えております。1つ目は、回答方法が紙だけでなくオンライン等もあるということで、利便性が向上するだろう。それから、もう一つは、記入項目について、情報保護意識等もある場合がございますので、調査員の目に触れないで、そのまま調査実施者側にデータが届くことによる、情報保護意識が強い場合には、そういうことにも対応できるのかなと。2つのメリットがあると考えております。

これらを実現するために、今回、オンライン調査を全ての企業・事業所において回答できるように対応しようと今調整しているところでございます。これにつきましては、政府の中のお話でございますけれども、平成18年にオンライン調査については政府全体で推進しましょうと方向性が出ておりますので、それにもかなうことなのかなと我々は思っているところでございます。

総務省の全体的な説明は以上でございます。

○廣松部会長 経済産業省の方はよろしいでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 特に追加はありません。

○廣松部会長 ありがとうございます。

このオンラインによる調査票の回収業務というものは、これも先ほどございましたとおり、単にこの2つの調査だけではなくて、経済統計、あるいは世帯関係も含めて統計調査の調査方法全体の大きな流れでございますし、政府の方でも、それに対応する形でシステムの最適化計画を策定し、着々と体制を整えていただきつつあるということでございます。大きな流れとしてはこういう方向に行かざるを得ないと思いますが、それとは別に、今回の平成26年の基礎調査及び商業統計調査の調査方法として、特に何か御意見等ございますか。どうぞ。

○北村委員 審査メモで聞かれている「定量的な」というのは、恐らく記入時間が短いとか、集計に係る時間が短縮されるとか、誤記入が少なくなるとか、何かそういう数量的なものを求められていたのかなと思ったのですが、そういう情報はないですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今言われたものとは必ずしも一致しないかもしれませんが、数字的なものとしてもし出せるとすれば、今うろ覚えで

数字が出てきたらまたお知らせしたいと思っておりますけれども、例えばオンラインで回収した場合については、回答された企業においては、総売上高を今回新しく調査する訳ですけれども、その記入率が96%を超えていたとか、そういう数値はございまして、お手元の資料のどこに書いてあったか見つかりましたらまたお知らせしますけれどもうろ覚えの資料でございまして、そういうものは、定量的なものとして出せるとすればでございます。

○廣松部会長 それについては、資料を探していただくことにして、ほかに何か御意見ございませんか。

○深田総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 よろしいでしょうか。今お話のあった資料の参照先なのでございますけれども、資料2の11ページになります。資料2の11ページで、総売上高の把握の関連のところでは回答の方を出させていたでいる中で、4段落目の②というところがございまして。ここで括弧書きに出ておるのですけれども、「試験調査においてオンライン回答のあった96.8%が総売上高を記入」ということで、オンライン回答することでこの売上高の記入が高かったとも見られる数字ということで紹介させていただきます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 それは、私が申し上げた先ほどの情報保護意識が高い方への対応という意味では、非常に効果があるということなのだろうと思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかに、このオンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充に関しましてありませんでしょうか。

○大阪府 大阪府ですけれども、オンライン化の利点といいますのは、どうしても記入項目が入っていないと、システム上、記入漏れがありますというのがあるというのが大きな利点かと思うのです。郵送の場合でしたら、未記入でそのまま郵送されますと、結局審査に非常に時間が掛かって、もう一度確認をします。オンライン化に御協力いただけるのは非常に有り難いということは感じております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

これは別の調査のときにも議論になったのですが、今回の計画では、オンラインで回答するか、それとも調査票に記入して郵送するかは、調査対象者の方が選択をすることになるのでしょうか。要するに、事前に調査票と、あるいはオンラインで調査をする人に対しては、必要なIDとパスワードの情報を渡す、オンラインで答えた人はそれでいいのですが、オンラインで答えなかった人にも調査票を配布するのか、そういうオンライン調査と、調査票で回答する場合の選択の方法はどういう形になるのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 いろいろな調査の流れとか、調査期間等を勘案していろいろなやり方があるのだろうと思っております。今回私どもが考えておりますのは、先ほどの資料の調査票がもしお手元があれば、31回でお示ししました資料2-

4の調査票Aの表面などを見ていただきますと、例として分かりやすいかと思いますが、1面の一番下の方に調査対象者ID、確認コードというものがございます。ここが、実はオンライン回答する場合のID、パスワードという形になっております。上の方に書いてしまうと、見やすいところになってしまったりするので、あえて下の方に書いているわけがございますけれども、いずれにしろIDとパスワードを配らなければできませんので、調査票にIDとパスワードをあらかじめ記入しておきまして、調査対象者の方が紙で出すかオンラインで入力するかというのは、調査の依頼をした後に適宜判断していただくというような形を考えているところでございます。

○廣松部会長 分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、この論点、「オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡充」に関しましては、特に御異論がございませんでしたので、適当とさせていただきますと思います。

続きまして、論点メモでいきますと8ページの真ん中あたりですが、「(4)調査方法の変更」のうち「エ プレプリント事項の拡大」でございます。この論点に関しまして調査実施者の方から回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 これにつきましては、総務省と経済産業省、それぞれ資料を用意しておりますので、総務省の部分についてまず説明させていただきますと思います。

資料2の22、23ページ目でございます。23ページ目の表は、これは、今回の基礎調査の調査項目を全部並べているということになっております。

まず22ページ目の審査メモに対する回答を順次説明させていただきます。これまでの経緯を踏まえますと、まず、プレプリントする事項につきまして、平成21年の基礎調査におきましては、名称・電話番号、所在地を含めてプレプリントしておりました。また、平成24年の経済センサスー活動調査においては、主な事業の内容とか事業所の開設時期を踏まえまして、調査事項のカウントの仕方としては、4つのもので活動調査はプレプリントをしていたというところでございます。

そういう経緯がありまして、今回平成26年度の基礎調査におきまして、更にそれを拡大できないかということで、試験調査等を見えますと、活動調査と同じように、事業所の開設時期を含めまして、ほかにも、経営組織、単独事業所・本所・支所の別、決算月、それから組織全体の主な事業の内容等については、それほど修正の割合がほかの項目を大きく超えるようなこともなかったため、拡大するというところで、今回新たに3番にある5つを加えまして全体のプレプリントを考えておるところでございます。

それをまとめますと23ページ目の網かけしてあるところが、前回の5年前と比較した、今回新たに加えるプレプリントの事項でございます。それから、「×」が付いているところは、経済活動等の変動によりまして経常的に変わると考えられますので、このあたりについては、また改めて記入していただくのが、統計調査としては適当と考えているところで

ございます。

基礎調査につきましては以上でございます。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長　続きまして、商業統計調査に関してですが、これは、資料4の12ページを御覧ください。平成19年の商業統計調査では、報告者負担の軽減を図る観点から、回答の「1」に掲げております5つの項目についてプレプリントを行って調査を実施しております。事業所の名称及び電話番号、それから事業所の所在地、事業所の開設時期、経営組織、それから単独事業所・本店・支店の別というところでございます。

平成26年調査につきましても、平成19年調査と同様に、報告者負担の軽減を図る観点から、引き続きこちらの項目についてはプレプリントを行う予定としております。

さらに、経済センサスー基礎調査と一体的に今回は実施いたしますので、基礎調査において必要な項目として、主な事業の内容、決算月、組織全体の主な事業の内容といった項目がございまして、そちらについてもプレプリントするというところでございます。

なお、これら以外の調査項目につきましては、調査時点におきます経済活動の変動等により変更が多く発生すると考えておりますので、プレプリント項目として追加するものはないと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長　ありがとうございました。

両調査に関してのプレプリント事項の拡大に関して、今、回答を頂きました。これに関しまして御意見を頂ければと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○竹原委員　質問なのですが、両省に、12ページの3と22ページの6なのですが、他の項目について、「より変動が多く発生すると考えられることから」と書かれていますが、どの程度の変動率があればプレプリントの対象に入れてくださらないのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長　今回の事実をまず報告させていただきますと、経済センサスー基礎調査で8項目入れるということにしておりますが、試験調査の結果等も踏まえ、あと、先ほど申し上げましたが、実績として、活動調査においてプレプリントしたものについては、変動の修正があった割合が最大でも7.1%でございました。そういうものを踏まえて、今回新たに加えたところは、例えば経営組織等ですと、活動調査においては2%ぐらいしか修正がなかった、それから、組織全体の事業の内容等については4.2%だった。それから、決算月が一番大きくて、実は10%を超えておまして、メルクマールを何%にするか非常に難しいところでいろいろ考えたのですけれども、ここまで入れて8項目にしたということでございます。

○竹原委員　余り変わるところがプレプリントされていて意味がないというのは分かんわけではないのですが、別に調査票に書く側としてみたら、全くの空白であろうが、何らかの数字が入っていようが、記入することについて何も変わりはないわけです。そういう意味では、たくさんプレプリント項目があっても、被調査者としては別に困らないと

思います。

それともう一点、ここに「追加するものはない」と断言されていますが、私は、こういった大規模調査、とりわけレジスターというものが後ろに控えている場合は、国が当該企業について現時点で把握している数字あるいは情報、そういったものを調査の折にフィードバックしてあげることも大事なことはないかと。そのことによって、調査を受ける側が、我々のデータがこういう形であるところにストックされていて、そのことが今フィードバックされていると。そのことによって、またもう一度きちんとした数字を答えようという気持ちになるのではないかと思いますので、ばっさりと、変更がより多いから追加する必要はないと、今回については少し拡大されたので結構ですけれども、また次回以降考える折には、そういった視点からも、ぜひ前向きにプレプリント項目の拡大について御検討いただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○西郷委員 今の竹原委員の御指摘になった点は検証が必要な部分ではないかと思えます。私は、むしろプレプリントしてあるものをわざわざ消して正しい数字を書くというインセンティブが本当に強いかというと、むしろ逆のことを指摘される場合もございます。本当は別の数字なのですけれども、近い数字が書いてあるから、まあ、このまま提出してもいいのではないかという逆のインセンティブが働き得るものなので、検討に当たっては、何らかの検証を経た上で、プレプリントにするのかしないのかというような基準を決めていただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○北村委員 私も、前回、菅さんがおっしゃったのですけれども、やはりフィードバックというのは大事だと思うので、検証するという西郷委員の意見に賛成ではあるのですが、プレプリントをしておいて直してもらおうということで検証されるというメリットもあるので、それが実際に書いてあるのだから、それをあえて直さないというインセンティブもあるかどうかというのは、何回か実験してみる必要はあると思えますけれども、長期的には、そういうものをプレプリントして、こっちの情報を出して、それを検証してもらおうというのが正しい姿かと思えます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○東京都 恐れ入ります、東京都でございます。

地方から致しますと、現在、調査員さんが非常に高齢化している状況でございます。もちろん客体の方が記入していただいたものは、これは非常にセンシティブというか重要な企業情報が含まれますので取扱いには非常に配慮いたしますが、プレプリントの時点で既にその企業情報を書いてございますと、これは本当はあってはならないことでございますが、客体の方に行く前に落としてしまうという事故が多少起きます。ですので、今の先生方のおっしゃるフィードバックという観点も非常に重要だと思いますが、そういった客体

の元に届く前に、ある程度客体の情報が書かれているものが第三者の手に渡る可能性があるという危険性についても御考慮いただきながら検討していただければと思います。

○廣松部会長 そうですね、確かに配り分けに大変な手間が掛かる、プレプリントされたものをほかの人に渡してしまうと情報が漏れてしまうということにもなりかねないわけですから、やはりそう軽々しく全てをプレプリントして配れば良いというわけにいかないところもあるかと思えます。

ただ、いずれにしても、先ほど竹原委員、それから北村委員からの御指摘は大変重要な点だろうと思えますので、今すぐには難しいところがあるかと思えますが、その意味で、折衷案として、先ほど西郷委員がおっしゃったとおり、幾つか実際に実証的な分析をやってみて、どの程度まで可能かというようなことを考えるべきではないかと思えます。

どうぞ。

○埼玉県 埼玉県です。

プレプリントなのですが、事業所名をプレプリントしていただけるということなのですが、この中には振り仮名まで含まれるのでしょうか。もしも含まれないようであれば、市町村調査員からの要望として、現場を回ったときに、事業所を回ったときに、どうして事業所名まで入っていて振り仮名は入れていないのだ、どうしてここだけ振らせるのだという苦情めいたお話も多々聞いていると伺っております。できましたら、振り仮名のところまでプレプリントできると大変助かりますので、御検討いただければと思います。

○廣松部会長 今の御要望に関してはいかがですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 プレプリントのシステムに係る事実関係の詳細を把握していないので、また次回にでも事実関係を報告したいと思います。

○廣松部会長 半分余談ですが、この振り仮名というのも、片仮名で書くのか平仮名で書くのかというのがまた、お役所によっても書類によっても違うように、何だか難しいところがありますが。とりあえず、現時点で、今回計画として、例えば事業所の名称以外に、振り仮名まで入るのかどうか、その点は御検討いただきたいと思います。

ほかに。どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から、先ほどの質問に対しての再質問なのですが、東京都の御説明では調査票を落とされる可能性があるということですが、例えば、ここの中には、少なくとも企業経営の機微に係る情報である売上高とか、そういったものは基本的にプレプリントでは、予想される部分はアスタリスクでしたか、記載が不要という形で処理されると思いますが、この調査票中にその落としてまずい情報があるということではないという理解でよろしいですか。確かに総売上高ですと、例えば企業秘密とか経営の機微に関わる情報かもしれませんが、御質問は一般論ということですか。

○東京都 この中でということですのでございますれば、例えば、年間売上金額などが、もしもここに丸がついていて、それが落とされた場合には、企業の方からすると、企業として非

常に重要な情報が漏れてしまうということになりかねないです。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 平成26年の基礎調査票上は問題ありませんか。

○東京都 この問題であれば、万が一落としたとしても比較的問題ないと思います。ただし、やはりこういったものが万が一漏れてしまった場合、この統計調査についての疑問が湧き起こってしまうと。本来、統計調査は、客体が実際に書いたものを我々が取りまとめるものであろうとは思いますが、それが客体の手元に行く前に別の方に行ってしまう又は落としてしまったりした場合に、その企業の情報の幾分かでも対外的に露出してしまったということが、客体または世間一般の方に広く知れわたってしまうと、その事故が起きたことが問題なのですけれども、なぜそういったものをプレプリントで出してしまったのかというようなことも問われかねない危険性があるということです。

○廣松部会長 今の御懸念は、当然、調査対象者というか企業や事業所によって違うのですが、かなりそういうことに敏感な経営者がおいでになることは事実だと思います。

例えばここであるような主な事業の内容ということに関しても、必ずしも、知られたくないという調査対象者もいるかもしれませんので、やはり我々の方がかなり慎重になるべきであろうと思います。

ただ一方で、もちろん自分からPRしている企業等は、それはそれで、まさに世の中に知らせているわけですから問題はないと思いますが、そうではない形で知られたときに、どういうふうに調査対象者が反応するかというのは、分からないところがあるような気がします。

いずれにいたしましても、このプレプリント事項の拡大に関して、今、幾つか御意見をいただきました。ただ、今回の両省の計画に関しては、特に大きな御異論はなかったようにと思いますが、よろしいでしょうか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 すみません、全然中身と関係ないので、この読み方だけ確認したいのですが、22ページの2のところはプレプリントの事項として4つ上がっているのですが、「事業所の開設時期」というのは、これは平成24年のセンサスでプレプリントになっていて、21年のときにはプレプリントになっていないという読み方で正しいでしょうか。というのは、下のところの数と若干合わないといいますが、3のところの①にも「事業所の開設時期」というものがありますので、混乱しておりまして、読み方だけ教えていただければと思います。

○佐藤総務省統計局経済調査部経済基本構造統計課長 平成24年の経緯を間に入れてしまったので分かりづらかったということだと思いますが、結論から言いますと、事業所の開設時期というのは前回の基礎調査ではやっていなかったということでございます。23ページの表に、その辺も踏まえて整理はさせていただいたところでございますけれども、基礎調査同士で比べるとということであれば、前回は「○」が付いているのが3つ、それから、今回網かけしておりますけれども、新しく「○」を付けたのが5つということでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

それでは、この「プレプリント事項の拡大」につきまして、平成26年の基礎調査及び商業調査に関する計画は適当としたいと思います。

もう少し進ませていただきまして、次、論点メモで参りますと、8ページの下、これは新たに追加したものでございますが、特に商業統計調査の方に関して、「調査事項の把握方法の変更」についてです。8ページの一番下の(5)のところでございます。これに関しまして論点をaからeまで上げておりましたが、その点に関しまして、経済産業省から説明をお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料4の13ページ目を御覧ください。また、前々回の1回目の資料に調査票があったと思いますので、例えば資料3-4の調査票Cの事業所用の調査票の裏面を見ていただければ、ちょうど商業の調査票になっておりますので、併せて御覧いただければと思います。

今回、商業の調査票で年間商品販売額を商品分類表の商品別に書いていただくところの書き方を変更しております。それに対して、まず質問でございますが、「今回、卸売販売額、小売販売額の内訳の把握方法を見直した理由として、新旧対照表では、『今回の経済センサスー基礎調査との一体的実施に伴うレイアウト変更』とあるが、ほかに理由があるか。試験調査においては、平成19年商業統計調査と同様、全商品分類を展開する方法を採っているが、今回の見直しは、試験調査の結果を踏まえた対応と考えてよいか。今回の見直しは、平成26年調査限りの措置と考えてよいか」ということでございますが、商業統計調査の本調査の方ですけれども、こちらでは、商業を営む事業所の活動実態を把握するために、調査項目の一つとして商品分類別に販売額を把握してきております。

前回の平成19年の調査の際には、記入者負担の軽減、それから、まとめ書き防止の観点から、調査票の裏面を全面使って卸、小売合わせて182ほどの商品分類がこのときはあったのですけれども、それを一覧表形式で載せておりました、そういった形で該当する商品分類欄に販売額を記入するという方式で調査を実施しておりました。

平成26年の調査でございますが、今回、経済センサスー基礎調査との一体的実施ということで、卸売業、小売業を営みます事業所については、両調査で必要な調査項目を組み込んだ調査票にする必要があったものですから、平成24年9月に実施いたしました試験調査における商業事業所向けの調査票では、平成19年の商業調査票を基本としながら、基礎調査として必要な調査項目を加えたものとして設計しておりました。このため、商品分類別の販売額の記入レイアウトについても、実は試験調査のときには商品分類を一覧表形式で表して実施したところでございます。

ただ、試験調査の実施後に、調査実施市町村による事後報告会におきまして、調査実施の担当者からの意見で、調査票自体の文字が小さくて見にくいという意見が多く出されたことを踏まえまして、調査票の見直しを検討して、商業統計調査、それから経済センサスー基礎調査とも両方の調査で必要な調査項目を配置するために、今回は一覧形式ではなく、

分類番号、商品名、それから年間販売額等を記入するという方式に変更することとしたものでございます。

したがって、今回の調査票の設計は、基礎調査との一体的実施として整理・変更したものでございまして、次回の商業統計調査のときには改めて検討したいと考えております。

それから、めくっていただきまして、14ページ目でございますが、「全商品分類を展開する方法の場合、卸売販売額計、小売販売額計とその内訳である商品分類別の販売額の合計額は一致するが、今回の見直しにより、卸売、小売に関わらず10を超える商品を取り扱う事業所の場合、卸売販売額計、小売販売額計とその内訳である商品分類別の販売額の合計額は一致しないと考える。試験調査の結果から、このような事例はどの程度発生するのか、影響がどの程度あるのか等、検証しているか。また、経済センサスー活動調査の結果との時系列比較に支障はないか」という御質問でございますが、平成19年調査における商品分類別販売額の記入状況では、10商品を超えて記入のありました事業所は全体の約6%ということになっておりまして、残りの94%は10商品以下でございました。

それから、これに対しまして、試験調査における商品分類別の販売額の記入状況でございますが、記入がありました451事業所のうち、10商品を超えて記入のあった事業所は20事業所ということで、約4%ということございまして、平成19年調査と同様といえますか、若干低い水準でございました。

今回、調査票の様式が異なっておりますけれども、10商品を超えて販売がある事業所の場合につきましても、補助用紙の活用によりまして、平成19年調査と同様に、全ての商品販売額について記入していただくとしておりますので、卸売販売額計、小売販売額計とその内訳であります商品分類別の販売額の合計額は一致すると考えております。

なお、調査実施に当たっては、まとめ書きや記入漏れとならないように、記入指導等により対応したいと考えております。

また、このように商品分類別の販売額の把握すべき内容を変更したというものではありませんので、これによって、今回調査の卸売販売額計及び小売販売額計と平成24年経済センサスー活動調査の販売額計との比較で支障が生じることはないと考えております。

それから、「商業統計調査を基に推計を行う国民経済計算や産業連関表において、今回の見直しによる影響について確認を取っているか」ということでございますが、今回の商業統計調査におきましては、繰り返しになりますけれども、商品分類別の販売額の把握方法について、一覧表形式ではなくて、分類番号とか商品名とかを記入する方式に変更はしておりますけれども、把握すべき内容について変更したものではありませんので、特段影響はないと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この論点に関しては、最初にも申し上げましたとおり、追加をしたものでございます。

専ら商業統計調査に関わるものでございます。

まず、レイアウトが変わっているということ、先ほどの説明にもございましたが、今回の両調査一体調査の調査票、特にBでございますが、その裏面に商業統計調査関係の調査事項がございます。そのちょうど真ん中あたりに横に大きく分類番号、商品分類表の商品名、販売金額又は割合というところがございますが、ここのレイアウトが大きく変わっているということでございます。

それに関しまして、今、経済産業省からは、資料4の13ページにございますような形の回答を頂いております。これは、前回の調査では、商品分類が182あり、それを一覧表形式にしてそれを見ながら書いていただくという方法だったわけですが、今回はそれを調査票にありますような形で10品目に限定して、それ以外のもの、すなわち10を超えるものに関しては、先ほど説明がありましたように、補助用紙を配布して、そこに記入していただくという形式に変えるということでございます。

これに関してはいかがでしょうか。

当然のことですけれども、182品目の商品分類一覧は、別の形で調査対象者に提供されることになるのですね。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、商品分類のコードと商品名を書いたものを別途お配りしますので、それに併せて補助用紙もお配りすることを考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

この変更は、当然のことながら、今回は一体実施でございますので、スペース的に182の商品分類を全部書くのは難しいということと同時に、説明にございました、試験調査の結果も踏まえてこういう形のレイアウトにしたということでございます。

どうぞ。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 今回、追加させていただいた論点メモで一番気にしておりましたのは、14ページのところの論点dのところでございますが、当初、私どもの認識と致しましては、卸売販売額と小売販売額の総額が把握され、その下に内訳として欄が10個あって、卸売と小売で選択するような形になっておりました。このため、総額と内訳の合計欄が一致しないのではないかという問題意識があったというところでございます。例えば6%なり、4%なりのずれがあるというお話がありましたが、これについては、補助用紙を用いるということで網羅的に全て把握されるということで、当方の懸念は当たらないということで理解しておけばよろしいでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 こちらとしては全て書いていただくということで考えておりますが、調査票の記入の仕方のところに「10品目を超える場合」というような感じの記述がないものですから、もしかしたら、それで誤解されるということでありましたらば、そこの書き振りにつきましては、また検討させていただけれ

ばと思います。

○廣松部会長 そうですね。

○西郷委員 多分、調査票を配る時点で、補助用紙が要るかどうかという判断をその場でしなければいけないわけですね。だから、そこが難しいのかなという感じがしますけれども、大丈夫ですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 先ほど申しあげましたように、商品の分類コードとか商品名とかを配るときに合わせて一緒に配ってしまおうと考えておりますので、全ての事業者に対して渡るとは考えておりません。

○廣松部会長 補助用紙がそういう形で商品分類表と一緒に渡されるということであれば漏れはないと思いますが、恐らく調査票そのものもそうですが、補助用紙の方にも、どういう趣旨でこの補助用紙が配られているのか、要するに10品目では足りない場合には必ずそこに記入してくださいということが明確になるような形の説明というか何かを工夫していただくようお願いしたいと思います。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、工夫させていただきます。

○廣松部会長 この論点に関しましてほかに何か御意見ございませんでしょうか。

国民経済計算や産業連関表の推計に関して特に影響はないかということですし、少なくとも今まであった情報がなくなるというわけではないということのようですので、影響はないということによろしいでしょうか。

ただし、先ほど議論になりました商品手持額に関しては、次回に回したいと思いますが。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、この新たに追加いたしました論点の、特に商業統計調査に関する「調査事項の把握方法の変更」に関しては、適当であるとさせていただきます。

それでは、本日も一つだけ、「集計結果」について御議論をいただければと思います。これに関しましては、今回新たに総売上高などを把握しているが、調査項目の見直しを踏まえた適切な集計事項となっているかという論点でございます。では、これに関しまして調査実施者の方から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、総務省と経済産業省で集計事項が違いますので、それぞれについて説明させていただきたいと思います。

まず、総務省側でございますが、資料2の24ページということで、大枠の見直し点について書いているところでございます。

これを御説明するに当たって、また以前の資料を参照して恐縮ですが、31回の部会において資料2というものを総務省の申請書類ということで提出しましたが、その中の資料2-5に集計表の基幹統計となる部分、俗に言う星取表といいたいまいしょうか、どういうものを集計するかというものを1つずつピックアップしたものを資料2-5という形で用意させていただいております。適宜そちらを参照したいと思っております。

まず、資料2の24ページ目に戻っていただきますけれども、今回の集計につきましては、基本的な考え方としまして、平成21年基礎調査、活動調査の結果との連動性を当然意識して作成するというところでございます。それに加え、変更点としまして、今まで個人経営については、企業等に関する集計において個人経営の部分が抜けており、集計の分類項目として入っておりませんでした。これについては、資料2-5の7ページ、ここに企業等に関する確報の集計でございますけれども、確報の中で企業等に関する集計というものがございまして、この中で第1表から第9-2まで、個人企業についての分類がなかったということでございますので、これについては、個人経営についても分類事項として加えるということでございます。

それから、中小企業の定義は法律上もありますが、産業小分類まで立ち返っていろいろな条件があることに加え、政策目的等によって、いろいろなところで定義が違う部分もございまして。これらの法律等の条件に基づいて、中小企業、典型的なものとして定義されるものについて、中小企業の数等が分かるように、今の7ページ目の第2表という形で、政令市まで集計を中小企業等の数が分かるようにしたいと考えているところでございます。産業小分類まで立ち戻らないと中小企業の定義ができないということでございますので、そういう分類との関係におきまして、政令市まで集計することを考えているところでございます。

あと、24ページ目の方で、1番の続きでございますが、市区町別に産業小分類別集計を現在行っておりますけれども、民営事業所だけだったものについて、民営以外の、要するに国や公共団体の事業所も含めて、全事業所についても分かるようにするというのを考えております。

あと、町丁・字別の集計におきまして、産業分類の区分を、今まで大分類別から、産業中分類別に更に細かく分かるようにしたいと考えているところでございます。

あと、今回、総売上高が調査項目として加わりますので、それに関する集計を当然に追加するというところでございまして、活動調査等の接続性等を考えまして集計を企画しているところでございます。個別には、事業所に関する集計と企業等に関する集計ということで、企業に関する集計は、先ほどの資料2の6ページ目のところでございますけれども、下の方に集計事項として、小さい字で大変恐縮でございますけれども、売上金額というところが集計事項として表の第37表から第41表までございますけれども、集計事項として、売上高、それからどういうものにクロスを掛けて集計するかというものを書かせていただいているところでございます。

あと、企業等に関する集計においても、9ページ目の第31表から第37表までということで、どういうものを集計するかというのを書かせていただいているところでございます。

それからあと、集計事項としては、売上金額の総額だけではなくて、1事業所当たり、それから従業員1人当たりなど、それから1企業当たりについても集計事項として考えているところでございますので、売上高に伴うところについてもきちんと集計していくこと

を考えております。

総務省の説明は以上でございます。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 続きまして、商業統計調査に関してですけれども、こちらは資料4の15ページを御覧ください。調査項目の見直しということでございますが、商業統計調査におきましても、従来から年間商品販売額等については把握して集計結果を公表してきておりますが、これは見直している訳ではございませんので、従来どおりの公表をしたいと思っております。

平成26年の商業統計調査について見直しているという部分につきましては、先ほど来御議論いただいております電子マネーによる販売を特掲している部分とインターネット販売を特掲している部分と年初・年末の商品手持額を把握しているというようなところでございます。それにつきましては、後ろの別紙に表章様式の変更のイメージを付けておりますので御覧いただければと思います。すみません、ページを打っていませんが、別紙をめくっていただいたところに、まず、電子マネーによる販売を現金販売と併せて特掲して出しているものがございます。先ほど申し上げましたように、事業所数と、年間商品販売額ということで、元々は割合で聞いていますが年間商品販売額ということで、金額の方に置き換えた形で表章する予定で考えております。

それから、次のページが同じようにインターネット販売でございまして、こちら、店頭販売とか訪問販売とかということで表章しておりましたが、そこに特掲してインターネット販売を追加するものでございまして、こちらの方も、質問としては%で聞いていますけれども、統計表として公表する際には、事業所数、それから年間商品販売額ということで公表したいと考えております。

さらに1ページめくっていただきまして、商品手持額についてですが、従来、「産業分類細分類別、年次別の事業所数（法人・個人別）、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積」としていたところでございますが、そこからは削除させていただいて、その次のページにございますように、企業の方に、企業の方の商品手持額ということで、年初・年末ということで追加すると考えてございます。

私の説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

とりあえずこの論点は、両調査の集計全体ではなくて、今回の変更に関わるところに絞って集計表の変更の説明をいただきました。この点に関して何か御意見がございしますか。

○西郷委員 総務省の側への質問になるのですが、中小企業の定義はどういうものを使う予定でしょうか。というのは、中小企業実態基本調査というものがあって、こちらは中小企業法に基づいた形で集計している格好になるのですが、その後、こちらの経済センサスの方で中小企業という形で特掲されるとなると、直に比べられる可能性が出てくると。ただ、多分定義が合わないの、法律に基づく定義というものと、こちらでおっしゃっている定義が合わない可能性もあるので、合わないのであれば合わせろと言って

いるわけではなくて、合わないのであれば、合わないということがきちんと分かるようにしていただければという気持ちでありますので、どういう定義を使うのかなということが今の段階で決まっているようであれば教えていただきたいのですが。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 発言してよろしいでしょうか。今おっしゃっていただいたとおりでございますが、中小企業法に、中小企業の範囲及び用語の定義というものがございまして、そこにおおむねとしか書いていないので、曖昧な部分があると申し上げたのは、そういう意味でございました。ただ、このところでおおむねとして例示されています定義が1号から4号とありますが、それに合わせて集計を行いたいと考えているところでございます。そういうことで、結論から言うと、中小企業法で例示されている定義に合わせるということでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見は。どうぞ。

○中村委員 商業統計の関係では、また商品手持額なのですけれども、前回は産業分類4桁の事業所ベースで捉えられていたものが、今回は、時点は2つに増えますけれども、産業分類3桁の企業ベースでしかできないということになる事情について、もう知りたいと思います。

○廣松部会長 その回答は次回でもよろしいですか。あるいは今の段階で何か。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 では、次回、ほかの質問とあわせてお答えしたいと思います。

○廣松部会長 分かりました。

では、それ以外の点に関して御質問ございますか。集計表全体は、経済センサスー基礎調査に関しては第31回の資料の2-5、商業統計調査に関しては資料3-5に、一覧表としてまとめられております。これを全部御覧いただくのは大変なことかとも思いますが、もし、御覧いただいて、何か御意見がございましたら、併せて御連絡を頂ければと思います。

もうかなり長時間になりましたので、本日の審議はここまでにさせていただきたいと思っております。とりあえずまとめますと、今日配られました資料1の審査メモのうち、本日は、4ページの「電子マネーによる販売」の把握以降、これは前回の宿題という形で出たわけですが、それについて御議論いただいた後、10ページ目の「3 集計結果」のところまで一通り御議論いただきました。その結果に関して、私の方でまとめましたものをごく簡単に申しますと、前回の宿題にございました電子マネーとインターネット調査の件に関しては、特に電子マネーの部分について、これは本日の資料の3でございまして、電子マネーによる販売に関してのシェア等に関して、もう少し数値的な証拠が欲しいという御意見、御要望がございました。その点、よろしく願います。

それからもう一つは、これはこの部会全体の考え方として、小売物価統計調査のときには、この電子マネーによる販売は取り上げなかった、時期尚早ということにしたわけですが、それと、この商業統計調査でこれを入れることの整合性というか考え方の整理をどう

するかという御指摘がございました。この点に関しては、調査実施部局、それから事務局と考えたいと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 確認だけなのですけれども、今、部会長が小売物価統計調査に関して御指摘ございましたけれども、私の記憶違いでなければ、インターネットを通じた販売ではなかったですか。

○廣松部会長 そうでしたか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 どちらだったでしょうか。

○廣松部会長 すみません、今私の手元に資料がないものですから、そこは、確認した上で、次回お答えします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 すみません、私の記憶違いだったら大変申し訳ございませんけれども、念のために。

○廣松部会長 いやいや、とんでもありません。部会全体の態度に関することですから、確認した上で、やはりこの場で皆さんの合意を頂いた方がいいだろうと思いますので、それに関しても次回議論いたしたいと思います。

以上が電子マネー、インターネットに関わるものでございまして、それ以外のところでは、まず、商品手持額の把握に関しまして、これについては、今も集計のところでは中村委員から御指摘がございましたとおり、今回、事業所対象ではなくて企業の本社を対象に調査を行うということになり、それが前回までとは異なることとなります。ただ、年初と年末の2時点を捉えるという点は評価できるものの、それ以外の点に関していろいろ御指摘がございました。具体的に、例えば商品別手持額を、企業ベースでとるにしても、仕入れ価格ベースではなくて時価というかその時点での価格では取れないのか、あるいは、全ては難しいとしても、例えば事業所レベルでも、代表的な商品に関してとることは不可能かというような御質問というか御指摘がございました。それらの点について詳細は、中村委員と調査実施者の方で再度詰めていただいて、次回に資料を御提出いただき、次回の部会で検討したいと思います。当然それは集計事項にも関わることとなります。

それから、調査期日の変更に関しては、適当と御判断いただきましたが、可能であれば、これは統計局の方をお願いとして、前回、事業所・企業統計調査と商業統計の簡易調査を同時実施したときのコストの削減の程度はどの程度だったか。大体の想定額というか、この程度は削減できたのではないかという情報をいただければという御希望がありました。

また、調査対象期間の変更に関して、これは、商業統計調査の今までの年度ベースを暦年ベースにするということですが、これに関しては適当と御判断いただきました。

続きまして、調査方法の変更のうち、本社一括調査の調査系統、それから調査範囲等の変更に関しまして、これも一応適当と御判断いただきましたが、これについては、特に地方公共団体から幾つか御希望がございました。この点に関しては、前々回でしたかもほぼ同じような点が指摘されましたが、調査実施者、それから地方、それから、今回新たに本社一括の調査に加わるであろう民間の事業者との間の連携等を十分に取っていただいて、

効率よく実査ができるようにしていただきたいということでございます。

その次、調査方法の変更のうち、調査票の種類の変更に関しては、これも適当と御判断いただきました。ただし、先ほど御指摘がございましたが、特に商業関係の分に関しては、今回の計画では販売額の区別を今10品目に行っているわけですが、補助用紙等を配るときも含めて、10品目以上あった場合の記入の仕方に関して、説明を十分加えていただくというふうに要望したいということでございます。

オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡大に関しては、適当と御判断いただきました。

それから、プレプリント事項の拡大に関して、現在の計画に関しては適当と御判断をいただきましたが、これに関しては、どちらかというと積極的に進めるということと同時に、やはり、それによって情報が事前に漏れたりするようなことがないように慎重な扱いが必要であるという御意見がございました。ただ、中・長期的な視点から、調査実施者、あるいは政府が持っている情報を調査対象にフィードバックするという基本的な理念というものを、これから確立していくべきものではないかという御意見を頂きました。

新たに追加した論点でございますが、調査事項の把握方法の変更に関しましては、先ほどの調査票のところとも絡みますが、今日の資料4の回答で、今回の措置に関しては特に問題はないということで、適当と判断いたしました。かつ、当然のことながら、今回は基礎調査と商業統計調査の一体実施でございますが、次回以降、どういう形で商業統計調査が行われるかは未定ではございますので、とりあえず、こういう措置は今回限りという整理にいたしました。

集計結果については、中小企業の扱いに関して、別の法律で決まっている点と整合性がとれるような形の集計、公表をお願いしたいということでございました。

以上、今日の議論の大体のまとめでございますが、幾つか宿題が出ました。同時に、最初に申し上げましたとおり、本調査において、総売上高を把握することの効果と懸念される事項については、次回資料を提出していただいて、最終的な判断を頂くことにしたいと思っております。

次回の29日に関しましては、今日の宿題及び今の申し上げました総売上高の判断の議論を進めたいと思います。最後に、その論点4の今後の在り方に関して、特に経済センサスの在り方に関して御議論いただければと思います。

実は、次回の部会までに事務局と相談をして答申の原案を作成する予定でございましたが、前回の部会の宿題の持ち越しに加えて、本日の部会においてもかなり持ち越しされた事項がございます。したがって、次回の審議を踏まえた上で論点全体に関する結論を出し、その上で答申案を審議する方がよいと判断いたしました。ということは、申し訳ございませんが、最初に申し上げました6回という予定を増やしまして、予備日を使わざるを得ないことになろうかと思っております。申し訳ございませんが、その予定を確保しておいていただけますように、よろしく願いいたします。何とか第7回目で答申案の取りまとめ

を行いたいと考えております。

会議の冒頭にも申し上げましたが、論点がたくさんございます。よって、本部会において審議を効率的に行うために、今回の審議も踏まえて御確認したい事項や御意見等がございましたら、5月24日、今週の金曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡を頂ければ幸いです。御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめた上で、回答を作成し、次回の部会資料として提出させていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

大変長くなってしまいましたが、本日の部会の審議はここまでと致したいと思います。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 すみません、事務局から、事務的な話の前に、先ほど電子マネーかインターネットのところですが、部会長おまとめのとおり、電子マネーということで確認が取れましたので、よろしく申し上げます。

○廣松部会長 そうですか。はい。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回の部会の日程等につきましてでございます。5月29日10時から、本日と同じこの会議室で開催することを予定しております。

部会長からお願いのありました、お気付きの点や次回の部会において必要な資料等がございましたら、5月24日金曜日までに私ども事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○廣松部会長 それでは、本日は大変長時間にわたりまして申し訳ありませんでした。部会をこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。